

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 7 年 3 月から同年 8 月まで
④ 平成 8 年 12 月

国民年金の加入は母が手続をし、私が国民年金保険料を納めていた。
申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認でき、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 6 月に払い出されており、払出時点では申立期間①の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無いとしている。

また、申立期間③について、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿によると、平成 9 年 7 月 25 日に被保険者資格の再取得届が提出され、資格取得日を 7 年 3 月 23 日までさかのぼっていることが確認でき、同時点では申立期間③のうち 7 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録により、7 年 7 月及び同年 8 月の保険料が時効後の納付として 7 年 9 月

及び同年 10 月に充当されていることが確認できることから、申立期間③の保険料は時効により納付できなかったものと推認される。

さらに、申立期間④について、オンライン記録により、申立人は、平成 7 年 9 月から 9 年 3 月までの国民年金保険料を 9 年 9 月 30 日から 11 年 4 月 14 日までの間に 1 か月又は 2 か月ごとに過年度納付し、申立期間④直後の 9 年 1 月の保険料を時効間際の 11 年 2 月に過年度納付していることが確認でき、同時点では申立期間④の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間①、②及び④当時の国民年金保険料の納付状況について記憶が曖昧である上、ほかに申立期間①、②及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 54 年 11 月に腎臓病を患ったため会社を退職し、すぐに A 区役所 B 出張所（現在は C 支所）において自分で国民年金の加入手続をした。透析治療となって障害者となってしまったときに年金がもらえなくなると思い、妻に A 区の D 銀行 E 支店（現在は、F 銀行 G 支店）において、納付書で納付してもらってきた。申立期間のみ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 11 月に腎臓病を患ったため会社を退職し、すぐに A 区役所 B 出張所において国民年金に加入し、その妻に D 銀行 E 支店において、納付書で国民年金保険料を納付してもらったとしているところ、D 銀行 E 支店によると、D 銀行 E 支店は、40 年に営業を開始以降、申立期間も存在し、国民年金保険料の納付も可能であったとしており、A 区役所によると、45 年 10 月から納付書による納付を実施していたとしていることから、申立人の主張と一致するため、その申立内容に不自然さはみられない。

また、昭和 54 年 11 月に国民年金に加入以来、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料納付意識が高かったものと認められ、3 か月と短期間の申立期間を未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が当時、同居していた夫と弟の分と一緒にA市から委託された集金人に納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人が当時同居していたその夫及び弟の保険料とともに納付したはずであると主張しているところ、申立人は、昭和38年5月31日付けで4,200円をA市収入役が領収した旨の領収証書を所持しており、当該領収額が当時同居していた家族3人の1年分の国民年金保険料に該当していることから、当該領収証書は、申立人を含む家族3人分の過去1年分の保険料をさかのぼって納付した際に発行されたものと考えられ、申立期間である昭和36年度の保険料を納付した領収証書とは断言できないものの、その時点で納付可能な申立期間の保険料を未納のままとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、B店を経営しており、国民年金保険料を納付する資力はあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年1月まで
会社を退職した翌日、A区役所に年金手帳を持参して国民年金の加入
手続を行った。国民年金保険料は納付書で区役所に納付していたので、
申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌日、A区役所に年金手帳を持参して国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書で区役所に納付したとして
いるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年10月ころA区で
払い出されていることから、そのころ国民年金の加入手続が行われたもの
と推認され、加入手続を行いながら国民年金保険料が未納であるのは不自
然である上、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間後の昭和58年10月にB市に転居した際も住
所変更手続を適正に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から同年12月まで

私は、平成2年5月ころ会社を退職し、その後に国民年金の加入案内文書が届いたので、A市B区役所1階窓口で加入手続を行った。申立期間の保険料は後日郵送されてきた納付書で一括納付した。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年5月ころ会社を退職し、その後に国民年金の加入案内文書が届いたので、A市B区役所1階窓口で加入手続を行い申立期間の保険料は後日郵送されてきた納付書で一括納付したと申し立てしているところ、A市では、申立期間当時、B区役所1階窓口で国民年金加入の受付を行っていたとしており、かつ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の納付に必要な保険料額とおおむね一致していることから、申立人の申立ては信憑性^{びよう}がある。

また、申立人は、平成3年1月に第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更も適切に行っていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年1月ころに払い出されたと推認され、手帳記号番号の払出時点からすると申立期間は現年度納付が可能な期間である上、8か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年7月まで

私は、勤務していたA社を平成2年1月ころに退職し次の会社に勤務するまでの間、母親に勧められ国民年金に加入し保険料を納付した。

国民年金加入手続及び保険料納付は、地元公民館において納税組合を通じて行った。国民年金加入後は保険料をすべて納付しているので申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ころにA社を退職し次の会社に勤務するまでの申立期間について、納税組合を通じて国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿の納入組合欄には、納税組合の整理番号とみられる「035」の記載がある上、申立人が納付したとする保険料額（4万円から7万円くらい）は申立期間の納付に必要な保険料額6万5,600円とほぼ一致しており、申立人の申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間後は未納が無く、7か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで
私が20歳になった時に、母親が老後のことを考えてA町役場で国民年金の加入手続きを行い、家族の分の保険料を納付していたと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったころ、その母親がA町役場で申立人の老後のことを考え国民年金の加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月2日に払い出されており、払出日からすると現年度納付が可能な期間が加入当初から未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫の厚生年金保険被保険者資格喪失後の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを数度にわたり適切に行っていることから、保険料の納付意識は高いと考えられる。

さらに、申立期間と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は申立期間は納付済みとなっている上、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時私は学生だったが、A市役所に勤務していた父に、20歳になったので国民年金に加入したぞと、国民年金手帳を見せられた。学生で収入が無い間は父が納付すると言っていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたはずであると申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 6 月 6 日に払い出されており、記号番号の払出日からすると、申立期間は過年度納付が可能である。

また、申立人の母親は、その夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月から同年5月までの期間及び7年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年4月まで

平成6年ころ、A市役所に行って国民年金の免除申請手続きをし、翌年、郵便局で15万円から16万円の貯金を引き出して、全額納付した。申立期間が免除のままになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請手続きの翌年に追納したとする国民年金保険料の金額等を具体的に記憶しており、申立人が主張する保険料額は、申立期間の保険料をすべて追納した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人が追納したとする時期において、申立人は、会社員をしており、当時の標準報酬月額からすると、13か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を追納する資力は十分にあったものと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を追納できなかったとする特別の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、平成6年6月から7年1月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年3月まで

昭和43年2月ころ、父がA市役所に行って、国民年金の加入手続きしてくれた。当時は納税組合があり、1年分まとめて納税すると同組合に配当金が出たことから、国民年金保険料についても、父が近くの公民館で家族5人分を一括して納付していたようだ。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人を含めた家族5人の国民年金保険料を納付していたとするところ、申立人を除く4人は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から申立期間を含めて納付済みとなっており、申立期間について、同居していた家族のうち申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父は、昭和36年4月から保険料を完納しており、納付意識は高かったものと認められるところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、44年3月から同年4月ころであると推認され、払出時点においては、申立期間のうち、43年2月及び同年3月の保険料を過年度納付し、43年4月から44年3月までの保険料を現年度納付することが可能であったことから、申立人の父が、納付が可能な当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間についても、申立人の父が国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで
昭和48年5月15日から49年3月末日まで株式会社Aに勤務しており、この間、厚生年金保険料は控除されていた。

しかし、社会保険事務所(当時)から送付された被保険者記録回答票によれば、昭和49年3月の厚生年金保険料が納付されていないとのことだが納得がいかない。

正しい調査をして昭和49年3月も被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに申立人と同時期に勤務していた同僚3人に照会したところ、うち一人は、申立人について「申立人は、昭和48年5月に同社に入社して以来、勤務形態及び業務内容等に変更なく継続して勤務していた。また、申立人は当時社長と同居していて職場も近かったので、休日にほかの社員が出勤していなければ社長の命令で出勤しているのが習慣であり、申立期間の49年3月31日は、特に年度末の繁忙期だったので、会社自体も休みにすることなく出勤していたと思います。」と供述し、さらに、「私は当時事務全般の業務を行っており、当該期間は出勤していなかったために、社会保険事務所へ被保険者資格喪失届を提出する際、申立人の出勤の有無を確認しなかったことによる誤記かと思います。」と供述していることから、申立人は、申立期間も継続して勤務していたものと推認される。

また、事業主は、申立人の申立期間の帳簿及び書類については保存期限が過ぎて保管しておらず確認することはできないとする一方、申立期間については、特別に多忙な時期であったので勤務していたとともに、申立人の申立期間も給与から厚生年金保険料を控除していたと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社Aにおける昭和48年10月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年1月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から10年3月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年4月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、株式会社Aにおける平成8年1月から10年3月までの標準報酬月額の記録が、実際の給与の額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額額は、当初、平成8年1月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から10年3月までの期間は38万円と記録されていたところ、i) 9年3月28日付けで、8年1月1日にさかのぼって同年1月から9年3月までの期間を15万円に、ii) また、10年5月7日付けで、9年4月1日にさかのぼって同年4月から10年3月までの期間を10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主及び当該事業所に勤務していた33人の被保険者が、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

一方、事業主からは、「申立期間ごろはそれほど資金繰りに困っていなかったが、その4年くらい前までは資金繰りが悪く、そのころの厚生年金保険料の滞納があったため社会保険事務所の担当課長に相談したところ、支払計画書を提出するよう指導を受け、延滞金を免除する旨の書面等たくさん書類に押印したが、給与額を下げる等の指導や減額訂正の説明は無

かった。」との供述があったが、「基本納付額を小切手で納付するよう促された。」との供述もあったことから、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったものと推認できる。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から10年3月までの期間において事業主により減額訂正前の標準報酬月額38万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険関係の事務処理の委託を受けていた社会保険労務士が保管する被保険者台帳に記載された申立人の定時決定の記録は、平成7年10月は36万円、8年10月及び9年10月は、いずれも38万円であることが確認できる。

加えて、株式会社Aの総務担当者からは、申立人は、申立期間はB部でC業務を担当していたとの供述があった。

その上、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の取締役ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年1月から同年9月までの期間を36万円、同年10月から10年3月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の**A 株式会社**における資格喪失日に係る記録を昭和 48 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 4 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 25 日まで**A 株式会社**において社会保険に加入していたが、会社の組織変更の際に同年 4 月 1 日から**B 株式会社**(**A 株式会社**の関連会社)へ異動し、申立期間が被保険者期間から漏れてしまった。申立期間内には**B 株式会社**に異動はあったが継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。夫も同様の事情にあったが、年金記録確認**C 地方**第三者委員会で訂正処理のあっせんがなされている。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫(昭和 43 年 4 月 1 日**A 株式会社**へ入社、48 年 4 月 1 日**B 株式会社**へ転籍、60 年 1 月 1 日**A 株式会社**(存続会社)と**B 株式会社**の合併により設立された**D 株式会社**社員、平成 17 年 11 月 30 日同社定年退職、同年 12 月 1 日から 21 年 3 月 31 日まで同社嘱託)は、同じ申立期間(昭和 48 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで)について年金記録確認**C 地方**第三者委員会に申し立て、**D 株式会社**の在籍証明書及び社員台帳並びに事業主の供述から、**A 株式会社**及び**B 株式会社**に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認められている。

申立人(昭和 47 年 4 月 1 日**A 株式会社**へ入社、48 年 4 月 1 日**B 株式会社**へ転籍、49 年 7 月 20 日退職)についても**A 株式会社**及び**B 株式会社**に継続して勤務しており、48 年 4 月 1 日には**A 株式会社**の研究部門が**B 株**

式会社に統合し、申立人と申立人の夫を含む9人が同時に異動したが、申立人の上司を含む複数の同僚の供述から、その際にA株式会社の喪失届が誤って提出され、申立人の社会保険事務所(当時)における被保険者記録が申立期間について漏れてしまったものと推認される。

また、社会保険事務所の記録では、申立人と同様に昭和48年4月1日にB株式会社で被保険者資格を取得した従業員9人のA株式会社における資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同日の同年3月25日となっており、一方D株式会社の提出した社会保険台帳の事業主控えの記録では、当該従業員9人の資格取得日は48年4月1日とされており、同日が異動の日であったことがうかがわれる。

なお、雇用保険の移行外被保険者台帳総合照会によると、申立人は、昭和47年4月1日にD株式会社E事業所(現在の雇用保険適用事業所名)の雇用保険被保険者資格を取得し48年3月26日に同所を離職し、同年4月1日にD株式会社(現在の雇用保険適用事業所名)の雇用保険被保険者資格を取得し49年7月20日に同社を離職した旨が記録されている。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時、B株式会社とA株式会社の事業主は同一人で一体運営がなされており、B株式会社が本社、A株式会社が工場・研究所の役割であったが、昭和48年4月1日付けでA株式会社の研究部門がB株式会社に統合されたとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月8日から8年11月21日まで

A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に減額されていることが分かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月8日から8年5月7日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、i) 同年2月28日に、資格取得日である7年11月8日に遡^{そきゆう}及して14万2,000円に減額訂正された上、ii) 8年5月7日に、同じく7年11月8日に遡^{そきゆう}及して9万8,000円に減額訂正されている。

なお、A株式会社に係る厚生保険特別会計債権みなし消滅・債権消滅・不納欠損決議書によると、平成8年6月から10年3月までの保険料については不納欠損として処分されていることが確認できる。

また、A株式会社において厚生年金保険被保険者であった多数の者の標準報酬月額が、申立人と同様に、資格取得日に遡^{そきゆう}及して数回にわたり減額訂正されていることが確認でき、その中には資格喪失日後に遡^{そきゆう}及訂正された者も見られる。

さらに、申立人は、営業の責任者としての業務を行っていたと主張しており、商業登記簿によると申立人は取締役には就いておらず、当時の

取締役も厚生年金保険関係手続は自分と経理担当が行っていたと思うと供述している。

なお、申立期間のうち平成8年10月1日から同年11月21日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年10月の定時決定の後の同年12月3日（申立人が資格喪失した8年11月21日の後）に9万8,000円として資格喪失処理と同時に処理されており、当該期間以前の標準報酬月額についても上記の遡及訂正処理の結果同額であることから、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者ではなくなった日（8年11月21日）までの間、同年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額であり、事業主は同年10月の定時決定について社会保険事務所（当時）に届出を行わず、社会保険事務所は、職権により同年10月の定時決定による標準報酬月額を同年5月7日に遡及訂正処理された標準報酬月額と同額（9万8,000円）と決定した可能性は否定できない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社A（B地）に係る申立期間①における被保険者資格の取得日は昭和20年11月1日、喪失日は、22年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立人に係る昭和20年11月から21年3月までの期間の標準報酬月額が200円、同年4月から22年4月までの期間の標準報酬月額については、240円とすることが妥当である。

- 2 また、申立期間①のうち昭和21年2月から22年3月までの期間に係る標準報酬月額に係る記録を、480円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

- 3 株式会社A（B地）に係る申立期間②における資格喪失日は、昭和30年5月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月1日から23年3月1日まで
② 昭和30年5月1日から同年5月11日まで

昭和20年11月から30年5月まで株式会社AのC工場（B地）に継続勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険被保険者として認め、また、申立期間②についても同社に係る厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日を30年5月11日に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和20年11月1日から22年5月1日までの期間について、株式会社A（B地）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、20年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年5月1日に被保険者資格を喪失したと認められる。

なお、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和21年4月1日に株式会社Aにおいて被保険者資格をいったん喪失しているが、別の頁に申立人の氏名があり、資格取得年月日は記載されていないものの、同年4月の標準報酬月額に記載があることから、申立人は、20年11月1日から22年5月1日まで同社において継続して被保険者資格を有していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、株式会社A（B地）の事業主は、申立人が昭和20年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年5月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、株式会社A（B地）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の昭和20年11月から21年3月までの期間の標準報酬月額は200円、同年4月から22年4月までの期間の標準報酬月額は240円となっていることから、社会保険事務所が当該期間の同月額を前記のとおり決定したと認められる。

- 2 また、申立期間①のうち昭和21年2月及び22年1月（共に「年」の記載のあるもの）並びに同年3月（「年」の記載は無いが厚生年金保険料額等から22年3月分と推認）の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、21年2月から22年3月までの期間に係る標準報酬月額は、480円であると推認できる。

なお、標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の金額を認定することとなり、当該期間の場合、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から認定することとなる。

一方、昭和20年11月から21年1月までの期間及び22年4月に係る標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に記載されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回った厚生年金保険料が控除されていることを確認できる

給料明細書等の資料が無いことから、標準報酬月額を訂正する必要が認められない。

また、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明で事業主に確認ができない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②について、株式会社A（B地）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同事業所における被保険者資格喪失日は昭和30年5月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

4 申立期間①のうち、昭和22年5月1日から23年3月1日までの期間について、株式会社A（B地）は、適用事業所名簿では、30年5月11日に適用事業所ではなくなっており、商業登記簿にも見当たらず、事業主の所在も不明で申立人の厚生年金保険の適用等について確認することができない上、同僚からも申立人の当該期間の保険料控除等について供述を得ることができなかった。

また、株式会社A（B地）の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載では、申立人は、昭和22年5月1日に資格喪失している上、同被保険者名簿の備考欄に「転勤」の記載があることから、同日以降の申立期間①の株式会社A（D区）及び同社E工場（F市）に係る同被保険者名簿を確認したが、同被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立人の家族が申立期間①当時、G区にあった供述とする関連事業所（事業所名はH社又は株式会社I）についても、年金事務所が保管する適用事業所名簿に事業所名は見当たらない。

なお、株式会社A（B地）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和22年5月1日に資格喪失し、申立人と同様に備考欄に「転勤」と記載された複数の同僚の同被保険者名簿の記録をみると、同日で資格喪失し、同社で再び資格を取得するまでに空白期間がある。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に当該期間の被保険者記録は確認できなかった。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年1月9日に、資格喪失日に係る記録を36年5月12日とし、申立期間の標準報酬月額については35年1月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から36年4月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年1月9日から36年5月12日まで
A株式会社D所から同社E所の現場に転勤になったが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述等により、申立期間当時、申立人がA株式会社E所に勤務していたと認められる。

また、社会保険事務局（当時）では、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿にA株式会社E所が、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認ができないとしているところ、申立人が申立期間の前後に勤務していた同社D所及び同社F所の事業所別被保険者名簿においては、厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人が同時期に同社E所に勤務していたとする申立人以外の同僚は同社C支店において厚生年金保険被保険者としての加入記録があることから、同社においては、申立期間当時、従業員を厚生年金保険に加入させる（適用要件を満たさない事業所勤務者を適用事業所において被保険者とする）方針であることが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における申立期間前後の事業所の事業所別被保険者名簿の記録から、昭和35年1月から同年9月までの期間は1万4,000円、同年10月から36年4月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月から36年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成9年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年7月の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで
株式会社Aでは、あらかじめ退職することを事業主に申し出て平成9年7月31日まで勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険の資格喪失日が、当初、同年8月1日と記録されていたながら、その後、さかのぼって同年7月31日に訂正されていることが分かったので、資格喪失日の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が、平成9年7月31日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、株式会社Aは平成9年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった記録とされており、申立人については、被保険者資格喪失記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初、資格喪失日は同年8月1日とされていたものが、同社が適用事業所ではなくなった同年7月31日より後の同年9月17日に、資格喪失日を同年7月31日に遡及^{そきゅう}訂正されていることが確認できる。

また、同社の元事業主は、当該訂正処理については知らないと供述しつつも、社会保険料の滞納があったこと及び資金繰りの苦労は認めており、かつ、複数の元同僚が同社は平成9年8月3日に倒産したと供述している

こと、及び訂正処理前の記録から、同年7月31日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、複数の元同僚の供述から、申立人の業務内容はBであり、社会保険事務には関与していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である同年8月1日であると認められる。

また、平成9年7月の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける同年6月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立人の申立期間②に係る株式会社Aにおける資格喪失日は平成6年2月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成5年5月1日から6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から同年2月1日まで
平成5年5月1日から6年1月31日まで株式会社Aに勤務したが、その間に給与から高い厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が大幅に下げられているのは納得できない。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、同社での厚生年金保険の資格喪失日は6年2月1日が正しいと思うので、資格喪失日の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年5月から同年12月までの期間が53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（6年1月31日）以降である同年5月6日付けで、申立人を含めて3人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成6年1月31日に株式会社Aを退職し、同年2月1日に株式会社Bで被保険者資格を取得していることから、当該標準報酬月額^{そきゅう}の減額訂正処理を申立人が承知していたとは考え難い。

さらに、株式会社Aにおける厚生年金保険料は翌月控除であるところ、申立人が所持する預金通帳により、申立期間の平成5年6月から6年1月までの当該事業所からの給与振込月額は、減額訂正後の標準報酬月額8万円の5倍以上である約43万5,000円であったことが確認できる。

加えて、申立人は、「株式会社Aでは、Cという立場にあり、社会保険事務については関与していなかった。」と供述している上、元事業主及び同僚も「申立人は、社会保険関係業務には関わっていない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月31日と同日となっているが、オンライン記録の被保険者記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、上述1の標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正と同日の同年5月6日付けで当該資格喪失日を処理していることが確認できる。

また、上述1のとおり、申立人の株式会社Aの離職日は平成6年1月31日であり、かつ、商業登記簿謄本により、同日以降も法人格を有していることが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日について、社会保険事務所において当該喪失処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な処理があったとは認められず、申立人の資格喪失日は離職日の翌日である平成6年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額は、前述の記録訂正後の5年12月までの記録と同じ53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年12月から8年3月までの期間は20万円、同年4月から9年8月までの期間は9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年9月30日まで
社会保険庁(当時)の記録ではA株式会社における平成7年12月1日から9年9月30日までの標準報酬月額が9万2,000円となっているが、誤りであると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成7年12月から8年3月までの期間は20万円、同年4月から9年8月までの期間は9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年9月30日付けで、遡及して9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、同社では、申立人のほかにも標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている者が3人確認できる。

さらに、事業主及び申立人の供述から、平成9年9月当時、当該事業所において約200万円の厚生年金保険料の滞納があったことが認められる。

加えて、申立人は当該事業所の商業登記簿から、当該訂正処理が行われた平成9年9月30日に同社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び同僚は、「申立人は経理部門を担当し社会保険手続を行っていたが、経営上の重要事項はすべて事業主の指示を受けていた。」と供述している

ことから、申立人は、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理については、実質的な権限は無かったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年12月から8年3月までの期間は20万円、同年4月から9年8月までの期間は9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和20年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年1月1日まで

オンライン記録では、A株式会社D支店に勤務した昭和20年11月1日から21年1月1日までの厚生年金保険被保険者期間の確認ができなかったが、B株式会社による在籍証明書のとおり17年4月1日から53年9月30日まで同社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出を受けた人事記録及び在籍証明書から判断すると、申立人は、昭和20年11月20日付けで、A株式会社C支店E営業所から同社D支店F営業所G出張所に異動し、申立期間に継続して勤務していたことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社D支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、70円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年9月1日）及び資格取得日（52年9月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を50年9月から51年7月までの期間は11万円、同年8月から52年8月までの期間は12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から52年9月1日まで
申立期間には、株式会社AのB課に在籍しながらCの現地法人（D社）に長期出張で派遣されていた。

私の名前が株式会社Aの社員名簿及び社員台帳に登載されているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の記録が漏れているのは納得できない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する申立人に係る「社員台帳」、申立期間当時の「社員名簿」、当該事業所が提出した「給与履歴証明書」及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの元人事部長は、平成11年4月から15年3月までの在任期間において、昭和46年ころから56年ころまでのすべての海外勤務経験者の賃金台帳を確認したところ、海外勤務期間中も国内で支給していた給与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず（毎月の給与は現地法人から支払われていた。）、厚生年金保険に未加入となっている者が発見され、そのうち数人については、本来支給されるべき年金額との差

額を補填するための解決金を支払った旨を供述しているほか、申立期間当時の海外勤務者の厚生年金保険料は、国内で支給する賞与からまとめて控除していた旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所（当時）が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和52年4月8日に資格喪失届（50年9月1日資格喪失）を提出した際に、さかのぼって取り消された50年9月の月額変更届の記録、及び同僚の記録により、50年9月から51年7月までの期間は11万円、同年8月から52年8月までの期間は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年9月1日から52年9月1日までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和49年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月24日から49年8月1日まで

私は、昭和49年に株式会社AのD支店から同社のC支店に転勤した際の1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。在籍記録のとおり、昭和46年に入社してから平成16年に退職するまで継続勤務しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の株式会社AのD支店での資格喪失日は昭和49年7月25日、同社C支店での資格取得日は同年8月1日と記録されている。

しかしながら、株式会社Bの人事部は、申立人は、同社において、申立期間を含めて継続して勤務していると供述している上、事業主が提出した社員台帳、E組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和49年7月24日付けで株式会社AのD支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年8月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、被保険者資格の喪失、取得及び保険料を納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）に係る被保険者資格の取得日は昭和28年12月10日、資格喪失日は30年4月8日、C株式会社（現在は、B株式会社）に係る被保険者資格の取得日は同年4月8日、資格喪失日は32年2月15日、同社D工場に係る被保険者資格の取得日は同年2月15日、資格喪失日は同年6月18日、E株式会社に係る被保険者資格の取得日は同年6月21日、資格喪失日は33年8月16日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和28年12月から29年9月までの期間は3,000円、同年10月から30年3月までの期間は4,000円、C株式会社に係る同年4月から31年9月までの期間は4,000円、同年10月から32年1月までの期間は5,000円、同社D工場に係る同年2月から同年5月までの期間は6,000円、E株式会社に係る同年6月から同年9月までの期間は7,000円、同年10月から33年7月までの期間は6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月10日から32年6月18日まで
② 昭和32年6月21日から33年8月16日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。申立期間①については、C株式会社に昭和29年ころから32年にかけて3年間勤務し、傷病手当金をもらった記憶がある。申立期間②については、同社を退職後、E株式会社が経営するF施設で2年間ほど勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

なお、申立期間当時は、旧姓のGではなく、Hの名前で勤務していました。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間における申立人の氏名の届出について、申立人は、Gではなく、「H」の氏名で就職していたと供述しているところ、申立期間①におけるA株式会社、C株式会社及び同社D工場における複数の同僚は、I姓は一人であり、同僚の一人は、I姓は「H」という名前であると供述している。

また、申立期間②におけるE株式会社での複数の同僚は、I姓は一人であり、同僚の一人は、I姓は「H」という名前であると供述している。

- 2 申立期間①のうち、昭和28年12月10日から30年4月8日までの期間については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人が主張する「H」名による申立人の生年月日（13年*月*日）より1年早い生年月日（12年*月*日）である未統合の厚生年金保険被保険者記録（記号番号*）が確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和30年4月8日から32年2月15日までの期間については、A株式会社が名称変更したC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、上記と同様の氏名（H）、生年月日（12年*月*日）及び記号番号（*）が同じ未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和32年2月15日から同年6月18日までの期間については、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、氏名は「H」であるが、生年月日（12年*月*日）のうち日付が28日ではなく31日（12年*月*日）、また、記号番号の末尾が「*」ではなく「*」である*（記号番号）の未統合の記録が確認できる。

なお、事業主は、当時の資料は無いため届出に関しては不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失について、A株式会社においては、昭和28年12月10日に取得、30年4月8日に喪失、また、C株式会社においては、同年4月8日に取得、32年2月15日に喪失、さらに、同社D工場においては、同年2月15日に取得、同年6月18日に喪失の旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①における標準報酬月額については、未統合となっている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A株式会社に係る昭和28年12月から29年9月までの期間は3,000円、同年10月から30年3月までの期間は4,000円、C株式会社に係る同年4月から31年9月までの期間は4,000円、同年10月から32年1月までの期間は5,000円、同社D工場に係る同年2月から同年5月までの期間は6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②については、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立期間①に係る記録と同様の氏名（H）、生年月日（昭和12年*月*日）及び記号番号（*）で、32年6月21日に資格を取得し、33年8月16日に資格喪失している未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

なお、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、届出及び勤務実態に関しては不明である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年8月16日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、未統合となっている健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年6月から同年9月までの期間は7,000円、同年10月から33年7月までの期間は6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日を昭和49年4月21日に訂正し、同年4月の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和49年4月21日から同年5月10日まで

昭和47年4月1日にA株式会社に入社し、以後会社の合併により社名変更があったが継続して定年まで勤務した。

勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。これら申立期間の厚生年金保険料は事業主により控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、A株式会社が提出した申立人の経歴書及び平成21年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票から、申立人は、昭和47年4月1日から平成21年8月31日の退職まで申立期間②を含め継続して同事業所に勤務していたことが認められる。

申立期間②における厚生年金保険料の控除について、申立人は、経歴書から、当該期間はA株式会社本社C部に所属しているなど継続して勤務していたことが確認できること、及び事業主は、確認できる資料は無いが、保険料は控除していたと思われると回答していることから、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、経歴書によると、申立人は、昭和 49 年 3 月から同年 9 月まで A 株式会社本社 C 部に勤務していた記録があるところ、申立人の記憶によると、実際の同社 D 工場から同社本社への異動は 49 年 4 月であるとしていることから判断すると、同社本社における厚生年金保険の資格取得日を同年 4 月 21 日とし、申立期間における標準報酬月額は、申立人の同事業所における同年 5 月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人と同様、昭和 47 年 4 月 1 日に同事業所に入社した同僚 3 人の厚生年金保険の資格取得は同年 5 月であることが、厚生年金保険被保険者名簿において確認できる。

また、同事業所は、当時、厚生年金保険に入社後すぐに加入させたかどうかは不明と回答しているが、当該同僚 3 人のうち二人は、厚生年金保険の資格取得は、同年 5 月であると供述しており、そのうちの一人は、保険料は、多分入社月に関しては納付していなかったと思うと供述していることから、入社と同時に厚生年金保険に加入させていないことが推認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 49 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、51 年 7 月 29 日に資格を喪失したと認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 49 年 9 月から 50 年 7 月までの期間は 6 万 8,000 円、同年 8 月から 51 年 6 月までの期間は 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 20 日から 51 年 12 月 13 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 株式会社（現在は、B 株式会社）における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同社には、正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 49 年 9 月 1 日から 51 年 7 月 29 日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び当時の上司の供述から、申立人が、A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、同社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、同社は、社会保険事務所に対して、申立人の資格取得日を昭和 49 年 9 月 1 日、資格喪失日を 51 年 7 月 29 日として届け、この際に、申立人の生年を 30 年とすべきところ 20 年と誤って記載していることが確認できる上、当該届出のとおり社会保険事務所が受理していることが健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

一方、上記通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載さ

れている厚生年金保険被保険者証の記号番号（以下「記号番号」という。）＊は、ほかの被保険者の基礎年金番号に統合されているが、当該人物の氏名及び生年月日はいずれも相違している上、申立期間において当該人物は、同じ記号番号で別の厚生年金保険被保険者の記録を有していることから、当該人物に、申立期間の勤務先及びA株式会社における勤務の有無について照会したところ、「申立期間はC株式会社（現在は、D株式会社）に継続して勤務しており、A株式会社については知らないし、勤務もしていない。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、当該記号番号は、申立人の前職の事業所であるC株式会社において、申立人と同じ資格取得日（昭和45年4月1日）で同じ日（45年5月9日）に当該人物の記号番号として払い出されており、申立人に対しては、当該人物と連番の記号番号＊が払い出されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、記号番号＊は、当該人物のものであったところ、社会保険事務所におけるC株式会社で申立人が被保険者資格を取得した際の申立人の厚生年金保険被保険者証の発行処理の中で、被保険者証に上記記号番号を誤って記載し、A株式会社が当該被保険者証に記載された記号番号に基づき、申立人が昭和49年9月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び51年7月29日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことから、当該被保険者記録が申立人とは別人の記録とされたものと推認される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録から、昭和49年9月から50年7月までの期間は6万8,000円、同年8月から51年6月までの期間は9万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和49年7月20日から同年9月1日までの期間については、雇用保険の被保険者資格取得日が同年8月1日であること及び当時の上司の供述により、申立人がA株式会社に勤務していたことが推認できるものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和51年7月29日から同年12月13日までの期間については、上記上司が、「申立人は勤務していた。」としているものの、雇用保険の離職日が同年7月28日となっている上、雇用保険の給付記録において、同年8月30日に基本手当の受給資格決定を受け、同年9月3日から同年12月1日まで受給していることが確認

できることから、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月 20 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 51 年 7 月 29 日から同年 12 月 13 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（B本社）の資格取得日に係る記録を昭和39年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月2日から同年4月2日まで
昭和34年8月1日にA株式会社に入社して以来45年11月6日に退職するまでC部門で継続して勤務した。この間、同社B本社と同社D工場間を4回にわたって転勤を繰り返した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入になっている。転勤に係る会社側の手続の誤りと思われるので、申立期間を被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚3人（当時のA株式会社（B本社）の総務部長を含む。）の供述から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（A株式会社D工場から同社（B本社）に異動）、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社D工場での資格喪失日（昭和39年3月2日）の記録に係る進達日が39年3月31日と記載されていることから判断すると、同社D工場において同年4月2日に喪失したものとは考え難いことから、同年3月2日に同社（B本社）に異動したものとするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社（B本社）における資格取得時決定時（昭和39年4月）の社会保険事務所の記録から

3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は昭和61年3月19日に解散しており、事業主も既に死亡していることから不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年3月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正するとともに、C株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については600円とすることが必要である。

なお、両社の事業主は、申立人に係る当該期間のうち、それぞれの事業所分の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から22年12月1日まで
昭和17年4月にD株式会社に入社し、終戦の際に1度、同社を離れていた期間はあるものの、33年5月まで同社並びにその継承企業であるA社及びC株式会社に継続して勤務した。

社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いが、この間もA社及びC株式会社に勤め、厚生年金保険の保険料も控除されていた。当時の同僚が給与明細書も所持しているため、この期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、入社日の特定はできないものの、A社及びC株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和22年3月から同年9月までについては、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立人の同僚から提出されたA社及びC株式会社の給与明細書において、同年4月から同年8月まではA社の給与明細書により、同年9月及び同年10月はC株

式会社の給与明細書により、当該同僚が同年3月から同年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除（翌月控除）されていたことが確認できる上、当該同僚のC株式会社における同年10月1日付けの辞令に記載された月俸額が同年9月及び同年10月の給与明細書の俸給額と一致しているとともに、同年12月1日にはC株式会社において被保険者資格を取得していることから、当該同僚が同年10月及び同年11月の保険料についても引き続き事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、当該同僚によると、申立人は、申立期間中、自分と同じ職種で同じ工場に勤務し、D株式会社からC株式会社への異動の取扱いも同じであったと供述していることから、申立人は、当該同僚と同じ扱いを受けていたものと推察され、申立期間に係る厚生年金保険料についても当該同僚と同様の控除があったものと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和22年3月から同年11月までの標準報酬月額については、申立人と同じくD株式会社において21年5月に厚生年金保険の資格を取得した者、及び近接する同年6月に資格を取得した者で、申立人の供述から申立人と同様の仕事に従事していたと考えられる3人の同僚の標準報酬月額が、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でいずれも600円と記録されていることから、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが妥当である。

また、申立期間において、A社及びC株式会社の2社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、現在の事業主から提出された会社経歴により、申立期間当時、これら2社が法人事業所であったことが確認できるほか、C株式会社において被保険者資格が確認できる複数の同僚は、これら2社には多くの従業員が勤務していたと供述しているとともに、C株式会社において、申立人と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているものが700人以上確認できることから、これら2社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

したがって、両事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所に該当するものの社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る昭和22年3月から同年11月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和21年10月1日から22年3月1日までの期間については、事業主が提出した会社経歴においてD株式会社は21年10月から22年2月までは企業再建整備法の適用を受けた清算期間にあったことが確認できる上、同僚が所持しているA社の給与明細書においても、同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないこと

が確認できる。

また、事業主は、申立人の給与から当該申立期間に係る保険料を控除していたかについては資料が無く不明としている上、給与明細書など、申立人が保険料を控除されていたことを確認できる資料等は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 21 年 10 月から 22 年 2 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年1月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から5年2月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から5年3月31日まで
社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成3年1月から5年2月までの標準報酬月額の記録が8万円に訂正されていた。この訂正については社会保険事務所（当時）から指摘されるまで知らず、納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、平成3年1月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から5年2月までの期間は50万円と記録されていたが、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日以降の同年4月26日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されており、申立人の標準報酬月額については、3年1月1日から同年9月までの期間については53万円を8万円に、同年10月から5年2月までの期間については50万円を8万円に訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、「当時は社会保険料の滞納があり、自分を含めた4人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することについては、総務部長兼経理担当であった取締役が社会保険事務所の職員と相談して行い、自分がその処理について承認したものであり、申立人は、現場でB担当であったため、当該処理については関与しておらず、当該処理を行ったことも知らせてはいなかった。」と供述している。

さらに、当時の顧問税理士も、「申立人は、B担当であり、会社の給与や社会保険に関する事務手続には一切関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年1月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から5年2月までの期間は50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成6年10月は53万円、同年11月から7年10月までの期間は56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年11月7日まで
株式会社Aで働いていた申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって大幅に減額訂正されていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録（被保険者記録照会回答票）によれば、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から7年10月までの期間は56万円と記録されているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年11月7日より後である8年7月30日において、申立人の申立期間における標準報酬月額が、9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった給与明細書によると、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚一人によると、当該事業所は申立期間当時、資金繰りに困っており、申立人は、B職のためほとんど外出しており、事業主が給与及び社会保険関係すべて行っていたとの申立人の主張と同様の供述が得られたことから、申立人は、取締役であったものの、社会保険事務に関する権限までは有しておらず、当該処理に関与していなかったと考えられる。

なお、当該事業所において、申立人と事業主の二人について当該訂正処理が行われていることが確認できるところ、当該事業主からは、当該処理

について誰が行ったかわからず、社会保険料の滞納についても、滞納があったか否か不明であるとの回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年10月は53万円、同年11月から7年10月までの期間は56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和36年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和36年1月1日付けでA株式会社C工場（実際は、D県のA株式会社本社E室勤務、所在地はF地）からA株式会社（本社及びE室の所在地は同一）本社に異動した。

この異動における厚生年金保険の資格取得日の記録が昭和36年2月1日とされたため、被保険者期間が1か月欠落している。この1か月については、厚生年金保険料の控除もあったので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険被保険者転入届受理通知書（G公共職業安定所長発出）及び株式会社Bの事業主から提出された失業保険被保険者転出届受理通知書（H公共職業安定所長発出）において、申立人は、昭和36年1月1日付けでA株式会社C工場から同社本社に転勤したことが確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険料の控除及び納付は不明としているが、申立人が継続して勤務している期間において昭和36年1月1日に転勤していたことを認めている。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において昭和34年11月1日から平成5年9月30日まで継続して勤務してい

ることが確認できる上、複数の同僚によると、申立人は、申立期間当時を含め継続して勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社（本社）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 36 年 2 月の資格取得時の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和44年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 20 日まで

昭和 44 年 4 月 1 日に A 組合に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 45 年 3 月 20 日とされており、入社日と違いがある。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、A 組合において昭和45年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

しかしながら、雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和44年4月1日から同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者証において、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が昭和44年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当初、昭和44年4月1日に被保険者資格を取得しているものの、45年4月28日付けで当該記録が取り消されている上、資格取得日（45年3月20日）以前の44年10月1日の定時決定の記録が確認でき、さらに、45年7月11日付けで資格取得時（45年3月20日）の標準報酬月額が2万2,000円から2万6,000円に変更されていることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に当初資格取得日が昭和44年4月1日であった同僚二人も、45年4月28日付けで当該記録が取り消されている上、そのうちの同僚一人は、厚生年金保

険被保険者資格の取得日が申立人と同様の45年3月20日に訂正されているが、ほかの同僚一人は厚生年金保険被保険者資格の取得日が44年3月20日と訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が申立人について、昭和45年3月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該取得処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における当初の資格取得日であり、雇用保険被保険者資格の取得日である44年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から同年11月1日まで
② 平成4年3月1日から5年12月1日まで

私は、申立期間①当時、A町にあったB株式会社C工場の工場長として平成3年9月1日から勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、同年11月1日からの厚生年金保険被保険者期間しかなく、最初の2か月分の記録が欠落している。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、標準報酬月額が、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年2月18日）より後の6年3月31日及び同年4月7日において、53万円から15万円にさかのぼって訂正されている。調査の上、申立期間①に厚生年金保険被保険者であったことを認め、申立期間②の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における平成4年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額が、申立人が次の事業所において被保険者資格を取得した日（5年12月13日）及び同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年2月18日より後の同年3月31日に、53万円から15万円にさかのぼって減額訂正されており、4年10月から5年11月までの期間の標準報酬月額も6年4月7日に、同じく53万円から15万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の複数の同僚も申立期間に標

準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、当該同僚は、申立期間当時、給料が引き下げられたことや会社からその旨説明されたこともなかったと供述している。

さらに、元事業主の妻は、社会保険事務所（当時）に相談の上、標準報酬を引き下げたことを認めている。

加えて、元事業主の妻や複数の同僚の供述から、申立人は、工場長だったが、役員ではなく給料の引き下げ等経営に関与する立場ではなかったことが認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年3月から5年11月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①について、申立人が勤務していたB株式会社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は平成3年11月1日になっており、オンライン記録にある厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、申立人の勤務していたB株式会社の元事業主の妻や複数の同僚は、申立期間①当時、申立人は、同社に勤務していたが、同社では、たとえ工場長であっても入社後、2か月から3か月間は力量をみるため試用期間をおき厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかったと供述している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA組合における被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年3月25日であったと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年3月25日まで
② 昭和21年3月15日から29年10月1日まで

申立期間①について、B町（現在は、C市）にあったA組合に戦前の昭和19年4月から20年3月にかけて1年間くらい勤務した記憶があり、女性にも厚生年金保険の加入が適用拡大された19年10月からは加入していると思われるが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、平成21年10月22日にD社会保険事務所（当時）の担当課長から、以前勤務した株式会社Eにおいての厚生年金保険については、脱退手当金として既に支給済みとの連絡を受けたが、私は脱退手当金を受領した覚えは無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A組合の健康保険労働者年金保険被保険者名簿で、昭和19年10月1日資格取得、20年3月25日資格喪失と記録がある「F」の氏名が確認できるところ、申立人は、申立事業所の所在地と同じB町出身であることが申立人の戸籍謄本から確認でき、申立人が一緒に勤務していたと供述している同僚二人の氏名が同名簿で確認できることから、同名簿に登載の「F」は申立人と同一人であることが推察

できる。

また、申立人と氏名及び生年月日が同一で、昭和19年10月1日資格取得、20年3月25日資格喪失の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録と前記名簿及び、申立人と氏名及び生年月日が同一であるところの厚生年金保険被保険者台帳(被保険者番号*に係る旧台帳)の被保険者記録が一致することから、当該未統合の被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

さらに、上記被保険者名簿から申立人の申立期間に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚の一人は、「Fさんとは昭和19年5月に職場近くの神社の境内で一緒に撮った写真もあり、A組合で1年間くらい一緒に勤務していた。」と供述している。

なお、昭和19年10月から20年2月までの標準報酬月額については、今回統合する健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録により、30円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、「申立事業所を退職したのは結婚のためであり、退職後はすぐには再就職する考えはなかった。」と供述している上、脱退手当金の支給決定日(昭和30年11月21日)が、通算年金制度創設(36年11月)以前であることを踏まえると、当該事業所を退職後、61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得するまで、公的年金の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(被保険者番号*に係る旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金を算出した記載と支給記録が確認でき、脱退手当金の支給額は法定計算額にほぼ一致している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求期間となっている前記1の事業所については、被保険者台帳記号番号が異なる(当該期間の被保険者台帳記号番号は、*である。)ことのほか、申立人は、申立当初に「当時勤務していたといっても、下働きで片手間みたいなもので正式な勤務でもなかったようである。」と供述していることから、同事業所における厚生年金保険の存在を認識していなかったと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月1日まで
私の平成6年10月1日から7年10月1日までの標準報酬月額は、6年の算定基礎届で報酬月額を同年5月、同年6月及び同年7月の3か月平均25万円として届けられており、標準報酬月額は26万円とすべきところを、社会保険事務所（当時）が誤って24万円と決定しているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、A有限会社が保有する、社会保険事務所が平成6年8月2日に確認した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の同年5月、同年6月及び同年7月の3か月の報酬月額平均額は25万円で、同年10月1日算定からの申立人の標準報酬月額を26万円とすべきところを24万円と決定されたことが確認できる。

また、事業主は、申立てどおりの届出を行ったと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額については、事業主は社会保険事務所に報酬月額平均額を25万円で届出を行ったことが認められ、その結果、申立人の標準報酬月額は26万円と決定すべきところを社会保険事務所は誤って24万円と決定したものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の記録から26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②における資格喪失日は平成10年11月11日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月25日から10年10月26日まで
② 平成10年10月26日から同年11月11日まで
③ 平成15年2月1日から同年12月31日まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間①についてはA株式会社に勤務していたが、標準報酬月額は9万2,000円と記録されている。しかし、当時の給与は45万円であり、厚生年金保険料も給与に見合う額が控除されていたので納得がいかない。また、申立期間②については同社に勤務していたことは間違いないので調査の上、資格喪失日を訂正してほしい。

さらに、申立期間③については株式会社Bに勤務していたが、標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。しかし、当時、月額30万円が銀行の口座に振り込まれていることから標準報酬月額が相違している。各申立期間について調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間に

係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初、平成9年9月から10年9月までの期間が44万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（10年10月26日）の後の同年11月11日付けで9年9月25日（申立人の資格取得日）に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げていることが確認できるとともに、事業主を含む9人の標準報酬月額を8年10月1日に遡及して9万2,000円に引き下げていることが確認できる。

一方、申立人から提出のあったA株式会社の平成9年11月の給与支給明細書から当該訂正処理以前の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できることから、標準報酬月額を9万2,000円に訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A株式会社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できるとともに、元事業主及び同僚4人が、申立人は、C職として外回りをしていて社会保険事務には関与していなかったと供述していること、及び申立人は、申立期間に雇用保険に加入していることから、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、44万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録では、A株式会社は平成10年10月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の同年11月11日（上記1の標準報酬月額の遡及減額訂正処理と同日）付けで、遡及して処理されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A株式会社に平成11年6月30日まで継続して勤務していることが確認できることから、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は平成10年10月26日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立期間②において法人格を有していることから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る資格喪失日について、有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間②に係

る資格喪失日は、当該訂正処理が行われた平成 10 年 11 月 11 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、44 万円とすることが必要と認められる。

- 3 申立期間③について、元事業主は、株式会社Bは平成 21 年 6 月に倒産したことから社会保険事務関連資料は現存していないとしている。

また、元事業主は、申立人の申出により株式会社Bにおける報酬月額を 10 万円として厚生年金保険被保険者資格取得手続きを行い、標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う保険料を控除する一方で、手取額が 30 万円となるよう措置していたと供述している。

さらに、同社で申立人の社会保険関係事務を担当していた同僚は、申立人の社会保険料の負担が重くならないようにとの配慮から月収 10 万円の書類を作成したとし、申立人も承知していたはずだと供述している。

加えて、申立人の申立期間③の手取月額は元事業主の供述のとおり、同社の子会社である株式会社D（未適用事業所）から申立人の銀行口座へ月額 30 万円が振り込まれていることが確認できる。

なお、申立人の申立期間③に係るオンライン記録に不自然さは無い上、雇用保険の被保険者台帳全記録トレーラーにより、申立人の株式会社Bにおける賃金月額は 10 万円であることが確認できる。

その上、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年4月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から7年4月29日まで

ねんきん定期便では、平成6年5月24日から同年6月30日までの期間がA株式会社の厚生年金保険加入期間とされているが、実際は7年4月28日まで出向先事業所で勤務していた。その期間は厚生年金保険料を毎月給与から控除されていた。この空白の期間は、社会保険事務所（当時）とA株式会社との間に手続ミスがあったからだと考えている。給与から控除されていたにもかかわらず空白の状態では納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録は、申立人が同社を退職した約1年4か月後である平成8年8月26日において、i) 6年10月1日の標準報酬月額の定時決定記録が取り消され、ii) 併せて、同年6月30日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が、平成7年4月28日までA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する雇用保険受給資格者証の離職時（平成7年4月28日）の賃金日額から推認できる申立人の賃金月額は約24万円であり、取り消された6年10月1日の定時決定（標準報酬月額24万円）記録と一

致することが認められる。

さらに、A株式会社において、申立人と同日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め二人いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年8月26日付けで行われた遡^{そきゅう}及喪失処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡^{そきゅう}及喪失処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失日について有効な喪失処理があったとは認められず、申立人の喪失日は、雇用保険の記録における離職日（7年4月28日）の翌日である7年4月29日に訂正する必要がある。

また、平成6年6月から7年3月までの期間については、申立人に係る社会保険庁（当時）の6年5月の標準報酬月額^{そきゅう}の記録及び同年10月1日の取消し前の定時決定時標準報酬月額^{そきゅう}の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から53年6月まで

昭和45年か46年ころに、父及び友人から勧められたことから、まだ小さかった三男を連れてA市役所B支所で国民年金加入手続を行った。加入手続の際に、国民年金手帳を受領したかはよく覚えていない。

国民年金保険料は、同市役所及び金融機関が遠かったこともあり、近くの同支所で納付していたと思う。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年か46年ころにA市役所B支所で国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年7月に払い出され、同月25日に任意資格を取得していることが申立人の所持する国民年金手帳、A市の国民年金記録表及び特殊台帳により確認できることから、申立人は53年7月25日に任意加入手続をしたと推認でき申立人の主張と異なっている上、同手帳記号番号では申立期間は未加入期間で制度上国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、国民年金加入手続の際に国民年金手帳を受領したかどうかや国民年金保険料納付方法を覚えていないなど、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立期間は99か月と長期間であり、A市及び社会保険庁（当時）において、これだけの長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から63年3月まで
20歳になった昭和54年に会社に入ったが、当時は厚生年金保険、国民年金どちらか一方に入ればよいということを知らずに、父親がA市役所B出張所で国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間については、国民年金保険料を両親に渡し、父親か母親が納付手続をしてくれたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ころにその父親が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をその父親か母親が納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意資格取得者の被保険者資格取得日から、平成2年5月ころ払い出されたと推認でき、記号番号の払出時点からすると申立期間は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその両親の記憶も曖昧であり、かつ、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から60年3月まで

昭和50年6月に結婚したのを契機に母が私達夫婦の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は妻が当初はA金庫やB金庫で毎月納付していた。61年8月からはB金庫C支店の口座から引き落とししてもらうようになった。

弟達二人も同じ時期に母が国民年金の加入手続と保険料の納付をしていたがやはり同じ期間が未納となっている。保険料を納付する意思があって加入したのに10年間も未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に昭和50年秋ころその母がD市役所で国民年金の加入手続をして、その後の国民年金保険料はA金庫やB金庫で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号の払出状況から60年11月ころ夫婦連番で払い出されていること、及びオンライン記録により60年12月23日に納付書が作成され61年4月26日に昭和60年度分の国民年金保険料が一括納付されていることが確認できることから、申立人の加入手続が行われたのは60年11月ころであると推認でき、当該時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人夫婦と一緒に国民年金に加入したとする申立人の二人の弟の国民年金手帳記号番号も昭和60年11月ころに払い出されており、申立内容と異なる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない上、国民年金の加入手続をしたとするその母は既に他界しており加入状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3001

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から60年3月まで

昭和50年6月に結婚したのを契機に義母が私達夫婦の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は私が当初はA金庫やB金庫で毎月納付していた。61年8月からはB金庫C支店の口座から引き落とししてもらうようになった。

義弟達二人も同じ時期に義母が国民年金の加入手続と保険料の納付をしていたがやはり同じ期間が未納となっている。保険料を納付する意思があつて加入したのに10年間も未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に昭和50年秋ころその義母がD市役所で国民年金の加入手続をして、その後の国民年金保険料はA金庫やB金庫で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号の払出状況から60年11月ころ夫婦連番で払い出されていること、及びオンライン記録により60年12月23日に納付書が作成され61年4月26日に昭和60年度分の国民年金保険料が一括納付されていることが確認できることから、申立人の加入手続が行われたのは60年11月ころであると推認でき、当該時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人夫婦と一緒に国民年金に加入したとする申立人の二人の義弟の国民年金手帳記号番号も昭和60年11月ころに払い出されており、申立内容と異なる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない上、国民年金の加入手続をしたとするその義母は既に他界しており加入状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 1 月までの期間及び 56 年 2 月から 57 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 1 月まで
② 昭和 56 年 2 月から 57 年 12 月まで

昭和 55 年 4 月に会社を退職したときに、A 市役所に勤務している義兄に勧められて、すぐに B 区役所 C 出張所（現在は、D 支所）において自分で国民年金に加入し、申立期間①については、B 区の E 銀行 F 支店（現在は、G 銀行 H 支店）において、申立期間②については、A 市の I 銀行 J 支店において、納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月に会社を退職したときに、A 市役所に勤務しているその義兄に勧められて、すぐに B 区役所 C 出張所において自分で国民年金に加入し、申立期間①については、B 区の E 銀行 F 支店において、申立期間②については、A 市の I 銀行 J 支店において、納付書で夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、60 年 4 月ころであり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの 15 か月分の保険料を 60 年 4 月 30 日に、59 年 4 月から 60 年 3 月までの 12 か月分の保険料を 60 年 6 月 11 日にそれぞれさかのぼって納付したことが確認でき、これらの期間はその当時、保険料が未納であったことが認められることから、55 年 4 月から夫婦二人分

の保険料を納付してきたとする申立人の申述と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの期間及び56年4月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで
② 昭和56年4月から58年12月まで

申立期間①については、妻が昭和40年1月ころ、A区役所員が来宅したとき、夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後、定期的に同集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、妻が夫婦二人分の保険料を全額免除申請する直前の時期まで納付書に現金を添えて銀行等で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が昭和40年1月ころ、A区役所員が来宅したとき、夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後、定期的に同集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、43年1月ころで手帳記号番号は夫婦連番となっており、申立人夫婦が保持する国民年金手帳は43年2月2日に発行されていることから、その時点では、申立期間①はさかのぼって納付する必要があるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を全

額免除申請する直前の時期まで納付書に現金を添えて銀行等で納付していたとしているが、B市の申立人夫婦の国民年金被保険者名簿に「58.12.16 未納 TEL 申免希望 後日来庁」との記載があり、少なくともその時点では未納であったと推認できる。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻も申立期間②について未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの期間及び56年4月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで
② 昭和56年4月から58年12月まで

申立期間①については、昭和40年1月ころ、A区役所員が来宅したとき、夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後、定期的に同集金人に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、夫婦二人分の保険料を全額免除申請する直前の時期まで納付書に現金を添えて銀行等で納付していた。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和40年1月ころ、A区役所員が来宅したとき、夫婦二人分の国民年金への加入手続を行い、その後、定期的に同集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、43年1月ころで手帳記号番号は夫婦連番となっており、申立人夫婦が保持する国民年金手帳は43年2月2日に発行されていることから、その時点では、申立期間①はさかのぼって納付する必要があるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の保険料を全額免除申請

する直前の時期まで納付書に現金を添えて銀行等で納付していたとしているが、B市の申立人夫婦の国民年金被保険者名簿に「58.12.16 未納 TEL 申免希望 後日来庁」との記載があり、少なくともその時点では未納であったと推認できる。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとするその夫も申立期間②について未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3006 (事案 1848 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 60 年 12 月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料並びに 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から 60 年 12 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 51 年 8 月に国民年金に加入手続をして以来、付加保険料を加えて納付していたはずであり、申立期間①については国民年金保険料及び付加保険料納付の記録が無いことに、申立期間②については付加保険料の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 51 年 8 月に国民年金に加入手続をして以来、付加保険料を含めて納付していたはずであるとしているが、A 市保管の申立人の国民年金被保険者名簿には、59 年 3 月 31 日付けで任意加入被保険者の資格喪失の申出がなされた旨の記載があり、申立人保有の国民年金手帳にも同様の記載があることから、当該期間について付加保険料を含む国民年金保険料の納付はできなかったとするのが合理的である。また、申立人の申立期間①における国民年金保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 51 年 8 月に国民年金に加入して以来付加保険料を納付していたとしているが、A 市役所保管の国民年金被保険者名簿にも、申立人保管の国民年金手帳にも付加保険料の「付」の印は見当たらないことから、申立期間②の付加保険料を納付したとす

るのは不合理である。

- 3 申立人は、昭和 51 年 8 月から付加保険料を含む国民年金保険料を引き続き納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から58年3月まで

父母が経営していたA店の仕事をするためBの会社を退職した後の昭和51年5月に母が国民年金の加入手続をしてくれて、その後は家族3人分の国民年金保険料を地元の納税組合に納付したはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父母が経営していたA店の仕事をするためBの会社を退職した後の昭和51年5月に母が国民年金の加入手続をしてくれて、その後は、家族3人分の国民年金保険料を地元の納税組合に納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は58年8月ころであるため、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、納付したとする母はさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もない上、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を示す納税組合の台帳等は作成されていなかったとして、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から平成元年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、父が経営していた事業を手伝っており、20歳になって母が国民年金に加入してくれ、その後、母が給料から保険料を天引きし取引銀行の渉外係に毎月家族の分をまとめて納付してくれていたと思う。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、その父が経営していた事業を手伝っていたが、20歳になった後、その母が国民年金に加入してくれ、毎月申立人の給料から保険料を天引きし、取引銀行の渉外係に納付してくれていたと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は平成元年5月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人にはその母がさかのぼって納付していたとする記憶は無く、その母親も高齢等のため、納付のことについては、はっきり憶えていないとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人には3歳違いの妹がおり、国民年金手帳記号番号から、国民年金に姉妹同時に加入していると推定できるが、その妹も申立人同様に申立期間後の平成元年4月から保険料を納付しそれ以前は未納とされていることから、姉妹共に同一の保険料の納付行動をとったものと推認できる。

さらに、申立人は、年金手帳についても、申立期間の後、申立人の年金手帳を管理していたその妹から初めて見せてもらったとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立人の申立期間におけ

る保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から62年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、母（故人）が納めていたと思うので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の国民年金手帳記号番号に係るA市の住民基本台帳システム国民年金データによると、昭和62年8月8日取得届出と記録されている上、同記号番号の前後の任意加入者の加入手続も62年8月ころに行われていることから、申立期間は、同記号番号の払出前の期間と考えられるところ、申立人が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしている申立人の母（故人）に事情聴取できない上、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、保険料の納付について、申立人は、その母が、その職場に集金に来ていたB金庫の職員に渡したか、又は金融機関で振り込んだか、いずれかだと推測しているとしているところ、A市は「申立期間当時は、集金員による保険料の収納は行っておらず、納税組合等に保険料の収納業務を委託することもなかった。申立期間当時は、納付書による市役所又は金融機関における納付及び口座振替によって保険料を収納していた。」としており、また、上記のとおり、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は既に他界し、申立人に保険料納付についての明確な記憶が無いことから、申立期間の保険料が納付されたとは判断するには至らなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間、58年10月から59年12月までの期間及び61年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和58年10月から59年12月まで
③ 昭和61年8月から同年9月まで

退職により厚生年金保険でなくなったので、A区役所で国民年金の任意加入手続をし、保険料はB市役所で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職により厚生年金保険被保険者でなくなったので、A区役所で国民年金の任意加入手続をし、申立期間の保険料はB市役所で納付していたと申し立てているが、申立人が納付したとする保険料額、納付時期等の記憶が曖昧で、具体的な納付状況は不明である上、申立期間①及び②は資格喪失後の未加入期間であり保険料の納付はできない。

また、申立期間③について、申立人は、その夫の分と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録ではその夫も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月から同年11月まで

申立期間の国民年金については、父親が加入手続及び保険料の納付をしてくれたはずである。父親からは、私が無職であったため国民年金に加入するようA町役場から通知がきたので、加入手続及び保険料の納付をしたと聞いており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の父親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から50年11月まで
申立期間の国民年金については、夫がA区で加入手続きをしてくれた。
保険料は、主に私が郵便局で納付していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫がA区役所で国民年金の加入手続きをし、保険料は主に申立人が郵便局で納付したと主張しているが、A区役所で国民年金の加入手続きをしたことは確認できず、申立人の保険料額などに関する記憶も曖昧^{あいまい}である。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和52年4月30日に任意加入したとする記載があり、任意加入日からすると申立期間の国民年金保険料は制度上納付することはできない上、申立人が申立期間中に国民年金に任意加入したとする形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から51年3月まで
自営業を営んでいた父親が、将来私が年を取っても生活に困らないようにと、国民年金の加入手続をA市役所で行い、保険料を納付してくれた。私自身は国民年金保険料の納付をしていなかったため、保険料の金額などは覚えていないが、父親が市役所に行っていたことは記憶しているので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続をA市役所で行い、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月20日に払い出されており、払出日からすると申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない上、申立人のA市国民年金被保険者名簿には、51年5月7日に、国民年金の新規届出をした記載があることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入状況、納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年9月まで
昭和61年ころ自宅に、A市役所の職員を名乗る女性が訪ねて来て、「国民年金は結婚した時までさかのぼって加入手続きができる」と言われて国民年金の加入手続きを行い、まとめて10数万円から20数万円の保険料を手元にあったお金で払った記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年ころ自宅を訪ねてきたA市役所職員を名乗る女性に、国民年金の加入手続きは結婚時までさかのぼってできると言われ、手元にあったお金で10数万円から20数万円を納付したと申し立てているが、申立人及び当時申立人と一緒に女性とのやり取りを聞いていたとするその長男の証言から、当該職員を名乗る女性が申立人の自宅を訪ねてきたことは推認できるものの、国民年金にさかのぼって任意加入できると説明したり、保険料徴収を行おうとするなどの不自然な言動から、当該女性が市役所職員であったかどうか疑問が残る。

また、申立人は、手元にあったお金で、10数万円から20数万円を払ったとしているが、一緒にいたその長男は払ったことを覚えていないとしており、申立人の記憶に齟齬^{そご}があると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない上、申立期間は、89か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3021

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月まで
平成 3 年 3 月ころ、父が A 市役所へ行って国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 3 月ころ、その父が A 市役所へ行って国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたとしているが、A 市の国民年金被保険者名簿の受付年月日欄に「2. 1. 17」と記載されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、そのころであると推認でき、払出時点からすると、申立期間は時効により納付できない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたとする申立人の父も申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成 3 年 1 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成 3 年 1 月から 6 年 3 月まで

私は、会社を退職後田舎に帰り、A 市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の納付については、後から送られてきた納付書で国民健康保険料や市県民税とともに銀行か郵便局で納付したことを覚えている。また、B 県に転居し当時の会社を退職した後も、同様に手続し納付した記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたとしているが、申立期間は平成 12 年 10 月の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、申立期間当時は未加入期間であることから制度上保険料を納付することはできず、かつ、記録が追加された時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、交付された年金手帳は 1 冊だけだとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から61年3月まで

私が20歳になった昭和56年*月に、母がA町役場で国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も母が1か月ごとに3,000円くらいを役場に納付してくれていた。その後、結婚してからは自分で納付しており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も1か月ごとに3,000円くらいを納付してくれていたと申し立てており、申立期間の保険料を納付してくれたとするその母も毎月数千円を納付したと供述しているが、申立期間当時の保険料の納付は3か月ごとであり、かつ、申立期間当時の保険料額は3か月分で1万1,310円から2万220円であることから、申立人及びその母の記憶には齟齬がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月ころA町役場でその母と連番で払い出されており、払出時点からすると申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年12月まで

昭和47年から48年ころ、A市役所からの通知で国民年金制度を知り、私と前夫の二人でA市役所B支所に国民年金の加入手続に行った。窓口の担当者からは、「今ならさかのぼって納付することができるので、自営業の方でしたらさかのぼって納付して、満額を受給できるようにしておいた方が将来安心ですよ。」と言われ、その場で国民年金の加入手続を行い、薄いオレンジ色の手帳を受け取ると同時に、36年4月までさかのぼった12年間分から13年間分ぐらいの国民年金保険料額を計算してもらい、保険料の納付書を受け取り、後日その前夫がその納付書を持参して、同支所又はC金庫で納付した。さかのぼって納付した申立期間の保険料額は、多額ではあったが、当時は事業(D)が順調であり、保険料を納付することができた。数年後にE市(現在は、F市)に転居し、私がE市役所(現在は、F市役所)において国民年金の住所変更手続をした際に、現在所持しているオレンジ色の手帳に取り替えられた。その後裁定請求の際、G地で納付した分が未納とされていることを知った。申立期間が未納であるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその前夫の二人でA市役所B支所に国民年金の加入手続に行き、窓口の担当者からの指導に従って、昭和36年4月までさかのぼった国民年金保険料額の保険料の納付書を受け取り、後日その前夫がその納付書を持参して納付したと主張しているが、申立人自身はその当時の保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付を行ったとするその前夫とも連絡が取れない上、一緒に納付した

とするその前夫も申立期間が未納となっている。

また、申立人は、数年後にE市に転居し、申立人がE市役所において国民年金の住所変更手続をした際に、現在所持しているオレンジ色の手帳に取り替えられたと主張しているが、F市役所では、住所変更手続の際に手帳を変更するのではなく持参した手帳に新住所を付記していたとしており申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したとする周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月ころから 61 年 10 月ころまで
申立期間当時、株式会社Aに勤めていた。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、株式会社A（昭和 58 年 5 月*日に法人設立、同日以前は同名の個人事業所）に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社は昭和 63 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる上、同社は「同日より前は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、ほかの社名で厚生年金保険の適用事業所となったこともない。」と回答している。

また、事業主の妻は、「当時私が給与計算を担当していたが、会社が厚生年金保険に加入していない期間は、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と供述しており、同僚も「私は昭和 45 年から 62 年 8 月ごろまで勤めたが、その間、会社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は引かれなかった。20 歳から会社を辞める 62 年 8 月ごろまで国民年金に加入しており、国民年金保険料の領収書も持っている。」と供述している上、オンライン記録により、当該供述のとおり国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本から確認できる当時の役員及び同社が申立期間当時勤務していたとする従業員のいずれも、申立期間当時、厚生年金保険

被保険者としての期間が無い。

加えて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 2 日から 45 年 4 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 44 年 8 月 1 日付けで A 株式会社を早期退職し、以前同社に勤務していた同郷の B 氏の紹介で、翌日 2 日に有限会社 C に正社員として入社した。社会保険の加入について確認した上で入社したので、入社月の 44 年 8 月から 45 年 3 月までの 8 か月の厚生年金保険の加入期間が空白になっているのは納得がいかない。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 C から提出された労働者名簿から、申立人が昭和 44 年 8 月 3 日に入社したことが確認できる。

また、雇用保険の資格取得日は、勤務開始日から約 2 か月後の昭和 44 年 10 月 21 日であることが確認できる。

しかしながら、労働者名簿によると、入社日が昭和 44 年 8 月 3 日であるのに、雇用保険の資格取得日は 2 か月以上遅れて同年 10 月 21 日となっており、また、厚生年金保険の加入は、さらに 6 か月程度遅れて 45 年 4 月 21 日となっていることから、その経緯について、有限会社 C に確認したところ、当時の資料は残っておらず担当者も既に亡くなっていることから不明としている。

また、申立人が申立人を有限会社 C に紹介してくれたとしている B 氏は既に死亡しているため供述を得ることができなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票は、i) 申立人に係る原票には「整理番号＊」と表記されており、労働者名簿に記入されている

「D」と同一の整理番号であることが確認できるところ、資格取得日欄には「45.4.21」のゴム印が押され、訂正等の形跡は見当たらないこと、ii) 申立期間である昭和44年8月から45年3月までの健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、整理番号の欠番は無いことから、オンライン記録と被保険者原票は一致していることが確認できる。

加えて、同僚照会においては、i) 申立人の記憶している同僚5人のうち、申立期間後の昭和51年に有限会社Cに係る厚生年金保険の資格を取得している同僚を除く4人に照会したところ、回答があった二人は、申立人は、勤務していたとするものの申立期間における具体的な勤務状況等について供述が得られず、ii) 有限会社Cに係るオンラインの被保険者記録から、当時、同社で勤務していた9人に申立人の勤務状況等を照会したところ4人から回答があり、申立人の記憶があった同僚が二人いたものの、申立期間に係る勤務については具体的な供述が得られなかった。また、ii) の同僚の中には、勤務開始月と厚生年金保険の資格取得月が同月でないとする同僚が複数人おり、当該同僚からは資格取得日以前から厚生年金保険料を控除されていたと認められる供述を得られないことから、有限会社Cは、社員の厚生年金保険の加入時期について、社員ごとの個別の対応をしていたことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 8 月まで
② 昭和 38 年 2 月から 41 年 6 月まで
③ 昭和 46 年 1 月 9 日から 47 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 53 年 3 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 55 年 1 月から 58 年 3 月まで

申立期間①はAで、申立期間②はB社（現在は、C株式会社）で、申立期間③はD株式会社で、申立期間④は株式会社E（現在は、F株式会社）で、申立期間⑤は有限会社Gで、それぞれHやIとして勤務していた。厚生年金保険料が控除されていたか記憶が定かではないが、各申立期間について厚生年金保険被保険者であったかどうか調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間①後の商業登記簿の記録ではあるものの、申立人が指摘する当時の住所地にJ有限会社が所在していたことが確認でき、代表者の氏名も申立人の記憶と一致していることから、時期は特定できないが、当時、申立てに係る事業所が存在し、申立人が勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当該事業所は既に商号及び住所地を変更し、役員も入れ替わっており、当時の代表者の所在も不明で、また、申立人が同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、適用事業所名簿を確認したところ、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

2 申立期間②については、C株式会社の事業主は、「当時の資料が残っておらず、勤務期間等の詳細は不明であるが、申立期間②当時、申立人が勤務していたことを先代の事業主が記憶していた。」と述べており、時期の特定はできないが、申立人が当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「当社が会社組織を整備して厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 7 月で、申立人が勤務していたのはそれ以前のことであり、当時の従業員は厚生年金保険に加入していないし、保険料も控除していない。」と述べており、適用事業所名簿でも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 56 年 7 月 1 日であり、申立期間②は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時の資格取得者の中から申立期間②当時からの従業員を探したものの、事業主の家族以外には当時からの従業員を把握することができず、同僚照会を行うことができない。

なお、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録から、申立人がD株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の人事担当者は、「当時の資料が残っておらず、申立人の在籍期間や厚生年金保険への加入状況は不明である。」とした上で、「当時、従業員は失業保険には加入させていたが、Iの中には厚生年金保険への加入を希望しない者もおり、従業員の1割から2割は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

また、申立人が当時の同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間③に被保険者であったことが確認できる5人の同僚に照会したが、当時の従業員の厚生年金保険加入状況を含め、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる供述は得られなかった。

さらに、当該被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、申立期間③の前後の期間を通じて健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、申立期間③を含む昭和 45 年 8 月から 51 年 10 月までの国民年金保険料が納付済みとなっており、申立人が 49 年 7 月に国民年金の加入手続を行い、45 年 8 月からの保険料を特例納付及び過年度納付したことが申立人の所持する領収書等から確認できる。

4 申立期間④については、F株式会社の事業主は、「当時の資料が残っていないので、勤務期間の詳細は不明だが、申立人は、間違いなく当社に勤務していた。」と述べており、時期の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「社名変更後を含め、当社が厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、従業員から保険料も控除していなかった。」と述べており、適用事業所名簿を確認したところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、当時の同僚については、申立人が氏名を記憶していない上、事業主もフルネームまでは記憶していないとしていることから、同僚照会を行うことができない。

なお、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

5 申立期間⑤については、有限会社Gの事業主は、「申立人のことは近くに住んでいるのでよく知っている。当時の資料が残っておらず、勤務期間の詳細は不明だが、昭和 55 年から 58 年まで当社に勤務していた。」と述べており、時期の特定はできないが、当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、「申立人が勤務していた時期は、当社が厚生年金保険の適用事業所から外れていた期間であり、厚生年金保険に加入できないことは本人に伝えていた。」と述べており、適用事業所名簿及びオンライン記録でも、当該事業所が厚生年金保険適用事業所であったのは昭和 34 年 1 月 1 日から 43 年 1 月 1 日までの期間及び平成元年 2 月 1 日以降の期間であり、申立期間⑤は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、当該事業所が再度、厚生年金保険の適用事業所となった時の資格取得者の中から当時の同僚を探したところ、そのうちの一人は、「勤務先が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年からであり、申立人が勤務していたころは、厚生年金保険料は控除されていなかったため、自分は国民年金に加入していた。」と述べている。

さらに、申立人の国民年金加入記録では、申立期間⑤の保険料は納付済みとなっている。

なお、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

- 6 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は昭和 58 年から平成 15 年まで A 株式会社にて在職したが、途中、3 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで B 株式会社に出向した。

この間は、いったん退職して再入社したという形になった。

社会保険料等は、切れ目無く給与から控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では申立期間が未加入になっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者の加入記録では、申立人は、平成 3 年 4 月 1 日に B 株式会社にて雇用保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 20 日に同社を退職していることが確認できる。

また、B 株式会社の親会社であった A 株式会社から、申立人の B 株式会社における在職証明書が交付されており、申立人が平成 3 年 4 月 1 日に B 株式会社に入社し同年 12 月 20 日に同社を退職したことが記載されている。

しかしながら、B 株式会社において申立人と被保険者資格取得日が同じ申立人の同僚 39 人に照会し、回答のあった 6 人のうち、申立期間当時の給与明細書を保管していると回答した同僚が 3 人いたが、これらの給与明細書から厚生年金保険料が控除されている(うち二人は、いったん 4 月分を控除された後に 5 月に返金されている。)のは平成 3 年 6 月分からであることが確認できる。

さらに、B 株式会社の厚生年金保険の適用事業所としての新規適用年月日は、オンライン記録によると平成 3 年 6 月 1 日と記録されているところ、事業主は当時の届出については不明であるとし、申立人の申立期間に係る

厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与台帳等の資料も無い、としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録について、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年12月1日から4年10月31日まで
A社会保険事務所(当時)から、B株式会社における平成2年12月1日から4年10月31日までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、同年12月8日にさかのぼって53万円から11万円に下げられていることを知らされた。

B株式会社において代表取締役であったが、厚生年金保険の事務手続は取締役であった妻(平成6年11月*日死去。)に代表者印を預けて任せており、指示をしたことも未納があるという報告も受けていない。

B株式会社は、業績が悪化したことから平成6年9月*日に事務所を閉鎖したが、4年当時は業績に問題は無かったので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたB株式会社は、オンライン記録によると平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日以後の同年12月8日に2年12月から4年9月までの期間について53万円が11万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、このような遡及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。

しかしながら、登記簿謄本により申立人の妻が取締役であることが確認できる上、申立人は、「事業がCであったことから現場業務に専念しており、厚生年金保険の事務手続は妻に代表者印を預けて任せていたことから、妻に権限があった。」と供述しているものの、申立期間にB株式会社に勤

務していた社員のD氏は、「申立期間当時は携帯電話が無い時代で、お客との連絡は事務所で電話をしなければならず、申立人は、朝はたいがい事務所にいた。」と、E氏は「申立人は、現場にばかりいたわけではない。事務所で奥さんとよく話をしていた。」と供述していることから、その妻が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに無断で処理を行ったとは考え難いことから、最終的な判断は事業主である申立人が行っていたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
平成 2 年 3 月に A 免許を取得し、同年 4 月 1 日から A として株式会社 B（現在は、株式会社 C）に就職したが、自宅近くの D 院に空きがあったため、3 年 9 月 30 日付けで同 B を退職し、翌日の同年 10 月 1 日から D 院に A として就職した。その後、平成 4 年度の E 試験を受験するため、4 年 4 月に受験書類を提出する際、必須添付書類として 2 年間の実務実績の証明書が必要なことから、株式会社 B の勤務期間として 2 年 4 月 1 日から 3 年 9 月 30 日まで、D 院の勤務期間として同年 10 月 1 日から 4 年 3 月 31 日までとの証明書を各事業所に作成してもらい F 保健所に提出、同年 6 月に受験し合格、同年 9 月に E 免許を取得した。2 年間の勤務実績に空白期間があった場合は受験資格を得られないため、受験できないはずである。

この間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社 B に平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 9 月 30 日まで栄養士として勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていた。そして、平成 4 年度の E 試験を受験する際、必須添付書類として 2 年間の実務実績証明書が必要なことから、同社での勤務期間として 2 年 4 月 1 日から 3 年 9 月 30 日までの勤務実績証明書を作成してもらい、F 保健所に提出して E 試験を受験し合格した。」と申し立てている。

しかしながら、株式会社 C は、「雇用保険・健康保険・厚生年金保険被保険者報告書から、入社日及び資格取得日の確認はできるが、ほかの人事

関係資料が保管されておらず、申立期間の勤務及び厚生年金保険料の控除の確認ができない。また、給与の締め日が毎月15日、支払日が25日であることから、申立人の退職日を15日にしたことで、平成3年9月16日から同年10月1日までの期間が空白となったことが考えられる。さらに、実務実績証明書を作成する際、頼まれれば半月くらいの空白期間であるならば、その空白期間を勤務実績期間であるとした証明書を作成したことは考えられる。」と回答している

ちなみに、申立人の株式会社Cに係る雇用保険の加入記録では、資格取得日は平成2年4月1日、資格喪失日は3年9月16日となっているが、同社では、退職日（同年9月15日）と相違する理由については、確認できる資料が無く、不明であるとしている。

また、株式会社Bに係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）から、申立人の申立期間前後に資格喪失している18人の記録を見ると、喪失月はそれぞれであるが、10人が「16日付け」で資格喪失していることが確認できる上、18人のうち15人に同僚照会し、回答のあった3人について、回答のあった退社日とする日と厚生年金保険の記録を照合したところ、全員がオンラインの記録と合致する資格喪失日（16日付け）であることが確認できる。

さらに、同僚照会で回答のあった3人のうち、一人は、申立人が株式会社Bに勤務していたと供述しているものの、申立期間の勤務については、「不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。

加えて、同僚の一人は、「株式会社Bは、毎月15日が締め日で、25日が給与の支払日というシステムであったことから、社員の勤務体制も15日を基本日としたシフトを組んでいたもので、区切りの良い15日付けで退職する者が多くいた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年4月まで
昭和27年5月から28年4月まで、A施設内のBでCとして勤務した記憶がある。調査して厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にD町（現在は、E市）に所在したA施設内のBでCとして勤務していたと申し立てているが、F業務を行っていたG所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者であったことが確認できる24人の同僚に勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無について照会したものの、回答があった23人の同僚からは、申立人に係る関連資料及び供述を得ることができず、G所が廃止された後に関係資料の移管を受けたH局のIも申立人の申立期間の記録は確認ができないとの回答であった。

また、Jの健康保険及び厚生年金保険の適用範囲については、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長通知）により見直しが行われ、26年7月1日以降においては雇傭関係の切換えによって、Kに使用される者は、強制被保険者とならないこととなり、BのCとして勤務したとする申立人は、申立期間は厚生年金保険に適用されない者であったと推認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びG所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人が申立期間にはほかの事業所に雇用されてA施設で勤務し、厚生年金保険被保険者とされた事実は確認ができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から36年6月1日まで

A株式会社における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

A株式会社には、B株式会社の紹介で昭和31年4月1日に入社した。仕事は、Cであった。当時は社会保険についての認識はなかったが、重要取引先の紹介で入社したので正社員としての待遇であった。勤務していたことに間違いないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡し関係資料も無いことから、申立人の勤務内容及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

また、同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった上、供述をした同僚についても入社後2か月から5年後に社会保険への加入となっており、当該事業所における健康保険厚生年金保険への加入について事業主は入社した者を一律に取り扱っていなかったものと推認できる。

なお、入社後5年を過ぎてから厚生年金保険被保険者となっている同僚は「当時は、Dの者は社会保険には加入しておらず、Eは加入してい

た。自分が社会保険に加入したのは事業主から規則で全員が入らなくては行けないと言われ加入させられた。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、取消、訂正及び改ざんの形跡は無い。

加えて、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間における雇用保険被保険者記録は確認ができない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月ころから 37 年 1 月ころまで
A 町にあった B で昭和 31 年 1 月ころから 7 年間住み込みで働いていた。給料は 500 円くらいだったと覚えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B の元事業主の妻の供述により、当時の事業主は既に死亡しており、申立人については、期間の特定はできないものの当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、元事業主の妻は「B は既に廃業しており当時の資料は無いが、事業所として厚生年金保険に加入していなかったため、厚生年金保険料を従業員の給与から控除していなかったはずだ。」と供述している。

また、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び適用事業所索引簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことの実を確認することができない。

さらに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人の申立てどおりの届出を事業主が行った証拠が無い。

加えて、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しているものの連絡先の特定ができないため、当該同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

なお、申立人は、申立期間中である昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 9 月まで国民年金保険料を全額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 62 年 9 月 29 日から同年 12 月 26 日まで
③ 昭和 63 年 6 月 4 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の厚生年金保険の加入記録によると、A株式会社における被保険者資格取得日が昭和 61 年 4 月 1 日となっているが、同社には同年 3 月 15 日から勤務しており、この間の被保険者期間が1か月欠落している。また、有限会社Bにおける被保険者期間が62年12月26日から63年6月4日までとなっているが、62年9月29日から同年12月26日までの期間及び63年6月4日から同年9月30日までの期間も勤務しており、この間の被保険者期間が3か月及び4か月欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に昭和 61 年 3 月 15 日から勤務していたとしているところ、雇用保険の被保険者資格取得日が同年 3 月 17 日となっていることから、申立人が、同日から同社において勤務していたものと推認できる。

しかし、A株式会社から提出された、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、同社は申立人の資格取得日を昭和 61 年 4 月 1 日として届け出ていることが確認できる上、申立人は、「中学校卒業式終了後から同社に勤務していた。」としていることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において昭和 58 年度から 62 年度までに中学校卒業後、同社に勤

務したと推認される同僚 18 人の記録を確認したところ、いずれも被保険者資格取得日が 4 月 1 日又は同月 2 日となっている。

また、同僚 5 人に照会したところ、二人から回答が得られたものの、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、有限会社 B に昭和 62 年 9 月 29 日から 63 年 9 月 30 日まで勤務していたとしているが、同社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況について確認ができない上、申立期間②については、「試用期間が 3 か月から 6 か月あり、その間は社会保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。」としており、申立期間③については、「在職中に社会保険の被保険者資格を喪失させることはない。」としている。

また、有限会社 B が加入している C 組合に、申立人の加入記録について照会したところ、同健康保険組合の加入記録はオンライン記録と一致しており、申立人の健康保険証を昭和 63 年 6 月 20 日に回収していることが確認できる上、申立人の有限会社 B に係る雇用保険の被保険者記録はオンライン記録と合致する。

さらに、同僚 6 人に照会したところ、二人から回答があったものの、いずれも当該申立期間において申立人が同社に勤務していたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては「不明」としていることから、これを確認できない。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2870 (事案 1068 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社の代表取締役社長として勤務していた期間のうち、平成 8 年 6 月から 9 年 12 月までの標準報酬月額が減額訂正されているが、厚生年金保険料の滞納は無く、減額訂正の手続きは行っていないので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA株式会社は、平成 10 年 1 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の 8 年 6 月の随時改定、同年及び 9 年の定時決定時の標準報酬月額が、10 年 3 月 5 日に遡^{そきゅう}及して 59 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されており、また、同日に被保険者資格の喪失がなされており、従業員の標準報酬月額は訂正されていないことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかったとしているものの、申立期間に係る厚生年金保険料の滞納を当初は認めており、かつ、保険料の納付に責任を負うべき代表取締役社長であり、申立人が標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正に関与していたものと推認されることから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知を行っている。

さらに、このたびの調査では、当時の従業員等及び顧問社会保険労務士は、「同社は、平成 10 年 2 月 5 日に不渡りを出して倒産しており、会社へ入社したところ事務所へは債権者が来ていて入れず、給与は未払いで、社長と家族は一緒に夜行方不明となり、従業員は生活で苦慮した。社会保

険事務所（当時）から厚生年金保険料の督促状も送付されて来ており、計画倒産ではないか。」との供述も得られている。

今回、申立人は、新たな資料や情報を提出することなく、厚生年金保険料の納付の遅れはあっても滞納はしていない、また、標準報酬月額減額訂正の手続をしていないと主張し申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 1 日から 34 年 5 月 5 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）からの回答では、有限会社A及び株式会社Bに勤めていた期間は脱退手当金として支給されていることになっていたが、自分は脱退手当金を請求した記憶は無く、当時は出産のためにCの実家へ帰っていた時期なので脱退手当金を受け取ったはずは無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Bにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年8月9日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には同年7月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、脱退手当金支給報告書には申立期間を含む脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 6 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで
昭和 18 年 6 月に A 地（現在は、B 地）にあった C 株式会社 D 工場に入社し、E の作業をしていたが、上司に認められて F もした。
社会保険庁（当時）の記録では、昭和 19 年 11 月 1 日からの記録しか無いが、途中で勤務場所が変わったことは無く、確かに 18 年 6 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び C 株式会社 D 工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における被保険者資格取得日が昭和 19 年 11 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同名簿で申立期間に係る記録を確認しても、同年 11 月 1 日より前に申立人の氏名は無く、整理番号は連番で欠番は無い。

また、被保険者名簿で、申立人の整理番号は * 番と記載されているところ、同名簿で申立人の前後に資格を取得している整理番号 * 番及び * 番の同僚は、申立人と同じく昭和 18 年に C 株式会社 D 工場に入社し、申立人同様、E や F をしていたと供述しているが、それぞれの資格取得日は 19 年 10 月 1 日及び同年 11 月 1 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、当該同僚は、申立期間当時、保険料を事業主により給与から控除されていたかについては不明としている。

加えて、事業主は申立期間当時、保険料を申立人の給与から控除していたかについては、当時の資料が無く不明としており、申立人が申立期間において事業主により労働者年金保険料又は厚生年金保険料を給与から控除

されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月から38年1月まで

申立期間は、A市にあったB株式会社でCの講師をしていた。その後、ほかの会社において、B株式会社と同様の勤務形態で約1年間勤務したが、その会社での厚生年金保険の加入記録はある。

B株式会社での勤務期間のほうが長いのに厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。

阪神淡路大震災で大切なものをすべて失い、残っていた1枚の名刺だけがB株式会社での在籍証明である。第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B株式会社D支店 講師E」と書かれた名刺を所持しているところ、申立人が記憶していた支店長（F氏）及び任意に抽出した営業担当であったとする男性の同僚一人の供述から、当該D支店は、B株式会社G支店（以下「事業所」という。）の管轄内であったことが推認できるが、事業所は昭和37年7月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日付けでH市に存在したB株式会社に移管されていることが事業所索引簿から確認できる。

しかしながら、I法務局によれば、昭和52年以前に閉鎖された法人の登記簿謄本は保存していないとしており、事業所及びD支店の登記簿の確認ができないほか、H市のJ株式会社についても、40年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に他界していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人の申立期間における事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）36枚及びH市のB株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「原票」という。）323枚においても、申立人の氏名は確認ができない上、申立人がA市のB株式会社で申立人と同様に編機の講師として働いていたとするK氏についても、被保険者名簿及び原票において氏名は確認できず、女性のL（又はM）氏については、申立人は姓のみしか記憶していないため、特定することができなかった。

さらに、前述の支店長及び営業担当の男性の同僚は、申立人について記憶しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることはできなかった上、申立人が申立期間当時一緒に講師として働いていたと記憶しているN氏（大正9年生）は、被保険者名簿及び原票において氏名が確認できたことから、N氏に照会したものの回答は得られなかった。

加えて、A市のB株式会社において申立人と同様にCの講師をしていた同僚一人（前述の営業担当であった男性の同僚の妻）に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認をしたが、申立人のことは記憶しておらず、当該同僚自身についても「昭和35年から36年にかけて約1年半勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述している。

このほか、O、P及びQの各支店で事務職として勤務していた同僚3人からは、当時の事業所において、編機の講師に係る厚生年金保険への加入については「不明である。」との供述が得られた。

なお、申立人と呼び方が同じ氏名について、事業所に係るオンライン記録から「R」氏が確認でき、念のため事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、改姓により「S」氏になっており、別人であることが判明した。

また、申立人は「B株式会社より前に別の事業所で勤務していたことは無い。」としているところ、被保険者名簿により、類似する氏名である「E」氏が確認できるが、申立人とは生年月日が相違しているほか、当該T氏はB株式会社G支店より前の厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できることから、当該記録が申立人の記録では無いことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月ころから 50 年 6 月ころまで
昭和 49 年 6 月ころから 50 年 6 月ころまで株式会社Aに勤めていたが、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
会社はB 駅東口から 6 分か 7 分のところにあり、業務はCをしていた。社長はD氏、同僚にはE氏、F氏、G氏など、いずれも以前に勤務した事業所であるH社から転職した人がいた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述により、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の保管する厚生年金保険の適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿において、株式会社Aは申立人が同社に入社する以前の昭和 49 年 5 月 10 日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、申立人が申立期間当時、一緒に勤務していたとする事業主はじめ同僚 4 人すべてに申立期間における厚生年金保険被保険者としての記録は無いほか、申立人の当該期間の雇用保険の被保険者記録も無い。

また、厚生年金保険料の控除及び納付について、株式会社Aで経理を担当していた同僚によると、昭和 48 年 12 月には資金繰りが悪化して、保険料が払えなくなったため厚生年金保険から脱退したと供述しており、事業主も「厚生年金保険をやめたので、保険料の控除及び納付はしていないと思う」と供述している。

さらに、複数の同僚によると、申立期間当時において厚生年金保険料の

控除は覚えていない上、同社では請負制や歩合制で業務に従事する I がいたこと及び昭和 49 年に入ってから給料の遅配や欠配もあったことを供述している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年ころから 52 年ころまで
昭和 49 年ころから 52 年ころまでA市の有限会社Bに勤務していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、同事業所で勤務していた期間の記録が無かった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認ができないものの、事業主及び当時の同僚の供述により、入社日及び退社日は不明であるが、申立人が有限会社Bに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は申立期間において、厚生年金保険料を給料から控除していなかったと供述している。

また、適用事業所名簿によると同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年 1 月 1 日であることが確認できる上、同僚二人は給料から厚生年金保険料が控除されたのは、57 年 1 月以降であったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として、第4種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月14日から41年5月13日まで
昭和50年4月21日から52年8月1日までの厚生年金保険の第4種被保険者期間について自分は手続をやっていないので、その期間を取り消し、自分が手続をした36年12月14日から41年5月13日までの53か月を第4種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る第4種厚生年金保険料を納付したと主張しているところ、当該保険料の納付を確認できる資料等を持っていない。

一方、社会保険事務所（当時）では、申立期間当時における第4種被保険者整理簿、第4種被保険者資格取得申出書及び期間計算書は保存期間経過のため保存していないとしており、また、申立期間に係る申立人の第4種被保険者原票も無いとしているものの、オンライン記録と一致している申立人に係る昭和50年4月21日から52年8月1日までの第4種被保険者原票が確認できる。

当該原票によると、標準報酬月額は直前の事業所における標準報酬月額（14万2,000円）が使われている上、申立人の昭和50年3月までの厚生年金保険の被保険者期間は212か月であるところ、老齢年金の受給資格期間（240か月）を満たすために不足している期間として2年4か月と記載されていることが確認でき、不適切な事務処理がなされた形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として、第4種厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年10月1日まで

私は、大学卒業後の昭和32年4月1日から34年2月15日までの間、父親が社長を務めるA株式会社で専務取締役として勤務していた。

社会保険庁（当時）の記録では、途中の昭和33年4月1日から同年10月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無くおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、同名簿の申立期間前後における健康保険の整理番号は連番となっており欠番は無く、申立期間に申立人の氏名は無い。

また、当該被保険者名簿から確認できる同僚に照会したところ、5人から回答があったが、申立人の申立内容に関する供述は得られなかった。

さらに、申立人の父親であるA株式会社の当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、後に同社の代表取締役に就任した申立人によれば、当時の社員旅行の写真は保有していると主張しているものの、同社は既に解散しており、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことを確認できる人事記録等及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から24年10月まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社B出張所に勤務していた18か月間が欠落している。この期間は間違いなく勤務していたので被保険者期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA株式会社B出張所に勤務していたとして、健康保険厚生年金保険適用事業所索引簿によると、A株式会社B出張所と類似名称のCという事業所が、申立期間当時に申立人が記憶している当時の住所付近に存在していたことから、申立人が勤務していたと主張する事業所はD株式会社E支店であったことがうかがえる。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は確認できたが、同台帳には、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者としての記載は無い。

また、Fに存在していたG株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時同社は厚生年金保険の適用事業所となっていたものの、申立人が記憶している当時の同僚の加入記録は無い。

さらに、A株式会社及びD株式会社E支店は既に無くなっており当時の状況がわからない上、申立人も給与明細書等を持っていないことから、申立人が給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

加えて、申立人が記憶している当時の同僚等についても所在が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月12日から同年10月1日まで
② 昭和24年10月17日から32年8月16日まで
③ 昭和32年8月16日から35年6月29日まで

厚生年金保険の被保険者期間を社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、昭和24年4月12日から35年6月29日までの期間は、脱退手当金が支給されていると通知されたが、請求した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを意味する「回答済35.10.12」の押印がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約6か月後の昭和35年12月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した者37人のうち、脱退手当金の受給資格がある34人について支給記録を調査したところ、18人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。